特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案の概要

<法律のねらい>

農産加工品等の関税引下げ等の輸入をめぐる事情の変化に対処して、特定農産加工業者の 経営の改善を促進するため、金融・税制上の支援措置を講ずる。

く改正の内容>

特定農産加工業者(国産農産物の安定した取引先として地域農業に大きく貢献)を取り巻く環 境は、依然として厳しい情勢(農産加工品の輸入シェアが高水準、経済連携交渉が進展等)にあ り、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き支援するため、法を5年間延長。

【改正の内容】

現 行

有効期限

平成26年6月30日

支援対象業種

特定農産加工業種

かんきつ果汁製造業 ・非かんきつ果汁製造業

・パインアップル缶詰製造業 ・こんにゃく粉製造業

・トマト加工品製造業 ・甘しょでん粉製造業

· 乳製品製造業

・馬鈴しょでん粉製造業 ・米加工品製造業

牛肉調製品製造業 · 豚肉調製品製造業

支援類型

· 麦加工品製造業

①経営改善措置に関する計画

新商品・新技術の研究開発又は利用、

事業の合理化 等

②事業提携に関する計画

生産等の共同化、合併、営業の譲渡等 (特定農産加工業種と関連する業種も対象)

支援措置

- ア 株式会社日本政策金融公庫等による長期低利融資
- イ 税制上の特例(①の計画のみ対象)
 - ・特別償却(30%)
 - ・事業所税の課税標準の特例

後 改 正

有効期限

<5年間延長>

平成31年6月30日

[附則第2条]

支援対象業種

支援類型

支援措置

・同左

施行期日

公布の日

実績(平成20~24年度)

計画承認

149件 ①経営改善計画 ②事業提携計画 6 4 件 213件

融資

229件 710億円

· 税制

特別償却 ①国税

396百万円 65件

事業所税 ②地方税

122件 179百万円

<参考>平成26年2月現在の貸付条件

・貸付利率: 2. 7億円まで 年0. 65~0. 85%

年0.80~1.00% 2. 7億円超

償還期限:15年以内(うち据置期間3年以内)